

Ⅲ 寄附金税制

寄附金に関する税制（国税）の概要（現行）

寄附金の 区分 寄附を した者の 税制上の 取扱い	国・地方公共団体 に対する寄附金 〔 ・公立高校 ・公立図書館 など 〕	指 定 寄 附 金 〔 ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根の募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など 〕	特定公益増進法人 に対する寄附金 〔 ・独立行政法人 ・地方独立行政法人 ・日本赤十字社などの特殊法人 ・公益法人のうち科学技術の試 験研究や学生に対する学資の 支給を行うもの ・学校法人 ・社会福祉法人 など 〕	認定NPO法人 に対する寄附金 〔特定非営利活動を行う法人（N PO法人）のうち一定の要件を 満たすものとして国税庁長官 の認定を受けたもの 〕
所 得 税	「寄附金（※）－5千円」を所得から控除 ※総所得の40％相当額を限度（19年度改正において、30％から40％に引き上げ）			
法 人 税	全額損金算入		一般の寄附金（注1）とは別に、以下を限度として損金算入 （資本金等の額の0.25％＋所得金額の2.5％）×1/2	
相 続 税	国、一定の公益法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

（注）1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外のもので（資本金等の額の0.25％＋所得金額の2.5％）×1/2を限度として損金算入される。

2. 被相続人が遺言により公益法人、NPO法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

公益活動等に対する寄附金に関する税制の概要(個人住民税)

対象となる 寄 附 金	都道府県共同募金会 に対する寄附金 (納税義務者の住所地における都道府県共同募金会に限る) 〔 ・ 赤い羽根募金 〕 など	日本赤十字社の支部 に対する寄附金 (納税義務者の住所地における日本赤十字社の支部に限る) 〔 ・ 救急医療体制の整備等に 充てるための寄附金 〕 など	都道府県、市区町村 に対する寄附金
創設年度	平成2年度	平成4年度	平成6年度
寄附をした 個人の税制上 の取扱い	「寄附金(※)－10万円」を所得から控除 ※ 総所得の25%を限度		

〈参考〉所得税においては、「寄附金(※)－5,000円」を所得から控除(※ 総所得の40%を限度)

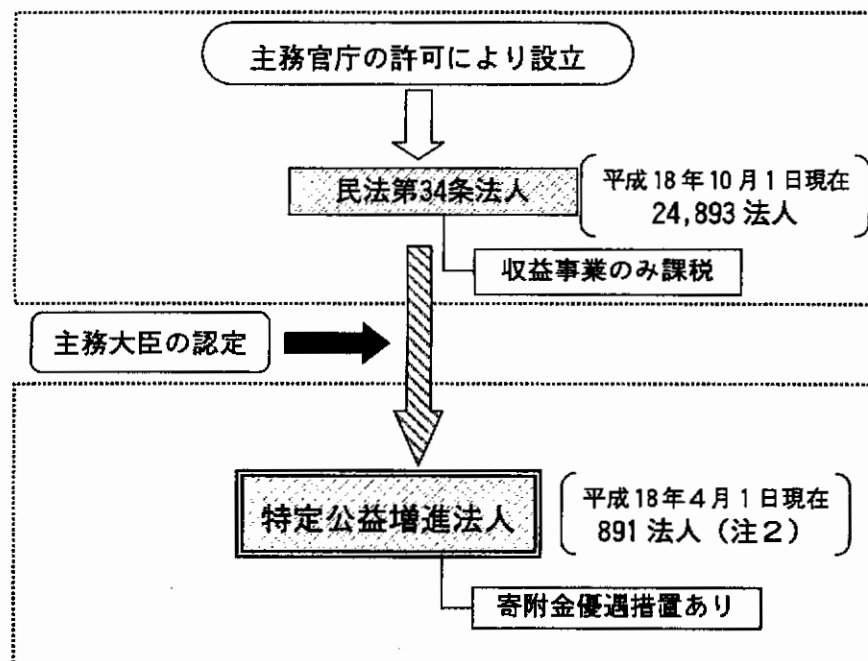
寄附金控除に係る所得税と個人住民税の比較

所 得 税	個人住民税
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	都道府県、市区町村に対する寄附金（平成6年度創設）
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして 財務大臣が指定したもの 〔539件（H17年度の指定数）〕	住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等 を受けたもの（平成2年度創設） 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等 を受けたもの（平成4年度創設）
3 特定公益増進法人に対する寄附金（1及び2を除く） ①日本学生支援機構などの独立行政法人等 ②(財)日本体育協会など政令に掲名されている民法法人等 ③科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人 ④学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥更生保護法人 〔①～⑥の合計：20,662法人（H18.4.1現在）〕	
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金 〔70法人（H19.9.1現在）〕	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	
6 政党等に対する政治活動に関する寄附金	
7 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	
「寄附金（※）－5,000円」を所得から控除 ※ 総所得金額等の40%を限度	「寄附金（※）－10万円」を所得から控除 ※ 総所得金額等の25%を限度

特定公益増進法人制度の概要（現行）

特定公益増進法人制度は、公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものを「特定公益増進法人」として、これらの法人の主たる目的である業務に関連する寄附金について、特別の税制上の優遇措置を講ずるものである。

〔民法第34条法人（社団法人・財団法人）〕



（注1） 認定期間は、原則2年

（注2） 平成18年4月1日現在 特定公益増進法人20,662法人（うち民法第34条法人は891法人）

「特定公益増進法人」の類型

- ① 独立行政法人
- ② 地方独立行政法人
- ③ 特別な法律により設立された法人で政令で定められているもの（日本赤十字社等）
- ④ 民法上の社団法人、財団法人で、
 - （イ） （財）日本体育協会など政令に掲名されているもの
 - （ロ） 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務（37 類型）を主たる目的とするもので適正な運営がされているものであることにつき主務大臣の認定を受けたもの。
- ⑤ 学校法人等
- ⑥ 社会福祉法人
- ⑦ 更生保護法人

認定基準（上記④（ロ）の類型に係るもの）

- 対象となる具体的業務（限定列举：37 類型）に該当するものであること
- 当該法人の運営組織及び経理が適正であること
- 相当と認められる業績が持続できること
- 受け入れた寄附金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないこと
- その他適正な運営がされているものであること

(参考) 特定公益増進法人の業務類型改正の経緯

[37類型 19.4.1]

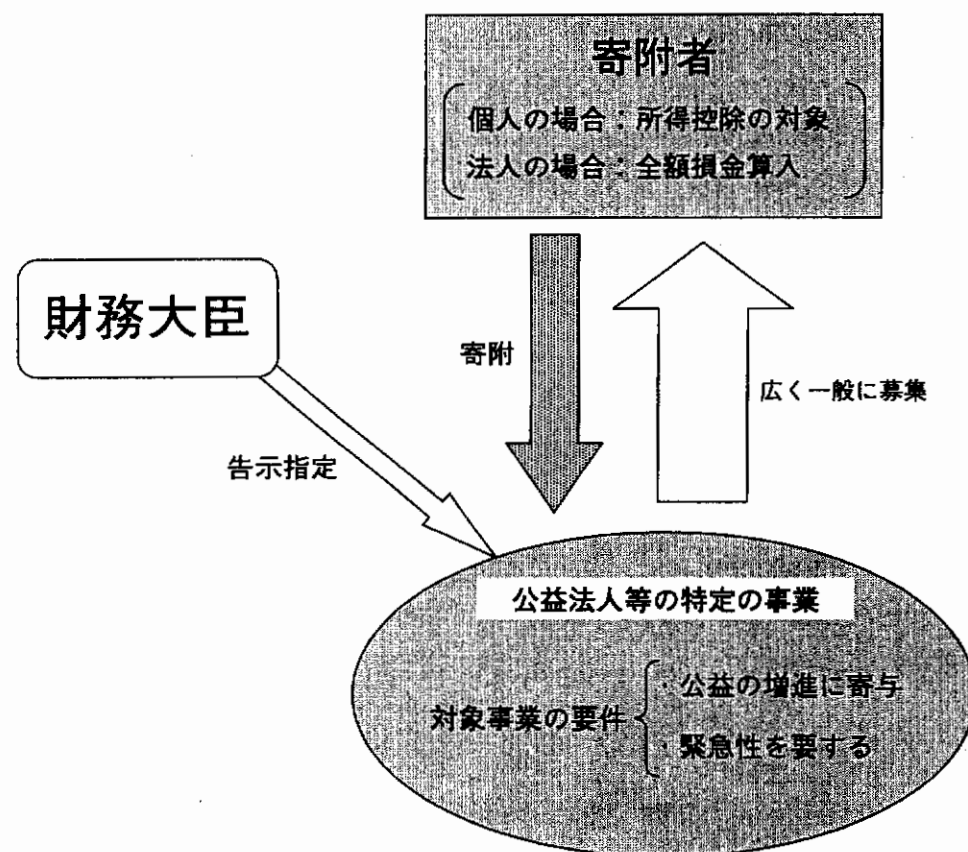
年度	類 型 の 追 加	
36	自然科学	イ 科学技術に関する試験研究
		ロ 科学技術に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給
		ハ 科学技術に関する知識思想の普及啓発
	学校教育	ヘ 学校における教育に対する助成
		ト 学資の支給等・寄宿舎の設置運営
46	経済協力	ヨ 開発途上にある海外の地域に対する経済協力
48	社会教育	ヌ 青少年に対する社会教育
	環境保全等	ウ 野生動植物の保護繁殖
51	芸術文化	ル 芸術の普及向上
52	学校教育	チ 大学の学生等の教授研究に資する宿泊研修施設の設置運営
	人道的事業	旧ナ 貧困者の訴訟援助(18年度税制改正で削除)
58	経済協力	タ 開発途上にある海外の地域に所在する公共的施設の管理運営
	環境保全等	ウ 国土緑化事業の推進
60	環境保全等	ム すぐれた自然環境の保存活用
62	犯罪予防等	キ 犯罪の予防のための覚せい剤等の薬物濫用の防止及び青少年の健全育成
63	人文科学	ホ 人文科学の諸領域の優れた研究を行う者に対する助成金の支給
	国際交流	レ 海外における我が国についての理解の増進
		ソ 海外における我が国についての理解の増進を行う者に対する助成金の支給
	その他	ク 水難に係る人命の救済

年度	類 型 の 追 加	
元	芸術文化	ワ 文化財・歴史的風土の保存活用
	人道的事業	ネ 受刑者等に対する篤志家面接指導の推進
	その他	サ イ～アの業務のうち複数の業務を一体として行うもの
3	芸術文化	ワ 登録博物館の振興
4	学校教育	リ 留学生交流
	国際交流	ツ 地域の国際交流
	犯罪予防等	ノ 暴力追放運動推進センター
5	その他	ヤ レクリエーション活動の普及振興
		マ 盲導犬の訓練
6	人文科学	ニ 人文科学に関する研究
	その他	ケ 福祉用具の研究開発及び普及の促進
7	人道的事業	ナ 中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び帰国後の生活の支援
	その他	フ 障害者雇用支援センター
9	芸術文化	カ 登録博物館の設置運営
	その他	テ シルバー人材センター連合
11	その他	コ 重度身体障害者等の雇用の促進
14	犯罪予防等	オ 犯罪被害者等早期援助団体
	その他	エ 障害者のスポーツ活動の普及振興
15	その他	ア 慢性疾患にかかっている児童及びその家族の宿泊施設の設置運営
19	その他	サ サの類型に再チャレンジ支援民間会社への助成事業と、イ～アのうち一以上の業務を一体として行うものが追加

(備考) 所得税法施行令第 217 条第 1 項第三号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第三号に規定する民法法人を対象とした。

指定寄附金制度の概要（現行）

指定寄附金制度は、広く一般に募集される寄附金で、かつ、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献など公益の増進に寄与するための支出で緊急を要する事業に充てられることが確実であると認められるものとして、財務大臣が指定したものについて、特別の税制上の優遇措置を講ずるものである。



財務大臣の審査事項

- 寄附金募集法人の事業内容、寄附金の使途
- 寄附金の募集目的、目標額、募集区域、募集対象
- 寄附金の募集期間、管理方法
- 寄附金の募集経費 等

指定寄附金の例

- 国宝・重要文化財の修復
- 国際博覧会の開催
- オリンピックの開催
- 博物館・美術館の建設
- 国立大学法人の校舎敷地の取得・教育研究等
- 私立学校の校舎敷地の取得・教育研究等
- 赤い羽根共同募金
- 社会福祉施設の建設等

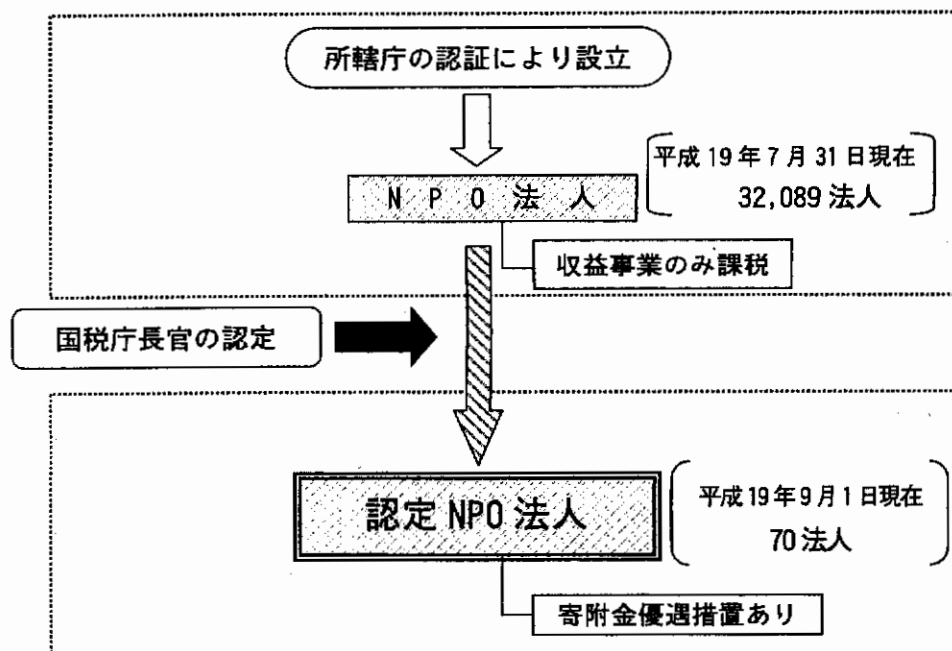
（参考）

平成 17 年度における指定数は 539 件

認定NPO法人制度の概要（現行）

認定NPO法人制度は、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたものを「認定NPO法人」として、これらの法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金について、特別の税制上の優遇措置を講ずるものである。

〔NPO法人（特定非営利活動促進法に基づくもの）〕



（注） 認定期間は2年
所轄庁：内閣総理大臣又は都道府県知事

認定NPO法人の認定基準（概要）

- 広く一般から一定以上の寄附金や助成金を受け入れていること
(いわゆるパブリック・サポート・テスト)

$$\frac{\text{寄附金、助成金、国の補助金等}^{\text{注1}}、\text{会費}^{\text{注2}}}{\text{総収入金額（寄附金、助成金、会費、事業収入等）}} \geq \frac{1}{5}$$

（注1）法人の選択で、分母・分子に含めないことができる。

（注2）寄附金の性質を有する会費及び一定の要件を満たす社員の会費

なお、小規模法人については、簡易な計算式を選択可能

- 広く一般を対象とした活動を行っていること（会員相互の親睦、意見交換や会員に対するサービスの提供を行うものでないこと等）
- 適切な情報公開（収入の明細等の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、支出した寄附金に関する事項等を記載した書類等を閲覧させること等）
- 事業内容の適正性（役員等の特定の者に特別な利益を与えないこと等）
- 運営組織の適正性（役員や社員のうちその親族が占める割合が一定以下であること等）

認定NPO法人数の推移

（平成19年8月末日現在）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
認定法人数	3	9	10	9	10	20	13	74
新規申請件数	11	12	19	29	31	55	13	170

※上記のうち、認定期間が終了等した法人があり、左の認定数とは一致しない。

国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税（租税特別措置法第40条）

- 個人が国又は地方公共団体に対して財産の寄附をした場合には、その譲渡所得等に係る所得税は非課税

（注）個人が法人に対して財産の寄附をした場合には、その時の価額により譲渡があったものとしてその譲渡益に対して所得税が課税される。

- 個人が民法34条法人その他の公益を目的とする法人に対して財産の寄附をした場合において、一定の要件を満たし国税庁長官の承認を受けたときは、その譲渡所得等に係る所得税は非課税

〔承認要件〕

- ・ 寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること
- ・ 寄附財産が、その寄附の日から2年以内に寄附を受けた法人の公益を目的とする事業の用に供されること
- ・ 寄附により、寄附者及びその親族等の所得税・相続税等の負担が不当に減少しないこと

